

平成 20 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 20 事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 19 事務年度においては、特に監査法人に対して重点的に検証したところであることから、平成 20 事務年度においては、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 20 事務年度においては、業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 2 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等を取りまとめ、関係者等に示してきたことを踏まえ、審査会は、平成 19 事務年度に、中小規模監査事務所における監査の品質管理の自主的な改善状況を検査により検証した。

検査結果によれば、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 20 事務年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。

監査法人ウィングパートナーズに対する検査結果に基づく勧告について

平成 21 年 2 月 17 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人ウィングパートナーズを検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

監査法人ウィングパートナーズを検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 品質管理のシステムについては、組織的に整備を図るという最高責任者等の意識が希薄となっており、また、内部規程の整備及び周知が不十分であること、監査業務における責任の分担が不明確であり、監査補助者に対する十分な指示、指導及び監督が行われていないこと、品質管理のシステムの監視が実施されていないことなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。
また、法定の提出書類について、事実と異なる記載を行っているものや、提出を失念しているものがみられるなど、法令等遵守態勢は不十分である。
2. 監査業務の実施については、リスク・アプローチに基づいた監査計画を策定せず、売上、会計上の見積り及び継続企業の前提に関する監査などが著しく不十分であり、経営者確認書を入手していないほか、審査も受審せずに監査意見を表明している監査業務など、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。
3. 監査業務に係る審査については、実施すべき手続や検討すべき事項に関する審査担当者及び業務執行社員の理解が不足しているため、監査計画に関する審査を実施していない監査業務があるほか、会計上の見積り及び継続企業の前提など重要な判断に関して実施した監査手続が著しく不十分であることを看過しているなど、審査態勢は極めて不適切である。
4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、法人として組織的に改善を図るという最高責任者等の意識が欠如していることから、具体的な対応策の策定及びその実施を監査実施者任せとし、その改善状況を確認しておらず、今回の検査において、未改善又は改善が不十分なものが多数みられており、改善の取組みが著しく不十分である。

監査の品質管理に関する
検査指摘事例集

平成 21 年 6 月
公認会計士・監査審査会

[目次]

はじめに	1
1. 業務管理体制	4
2. 職業倫理及び独立性	8
3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	10
4. 監査契約の新規の締結及び更新	11
5. 監査業務の実施	12
6. 監査調書	29
7. 監査業務に係る審査	30
8. 品質管理のシステムの監視	34
9. 監査事務所間の引継	35
10. 共同監査	35

はじめに

平成 16 年 4 月の発足以降、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会の検査においては、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、監査事務所間の引継、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。審査会は、これまでも、監査事務所に対する検査結果の概要を取りまとめ、公表してきた（注1）。

本事例集は、審査会による検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、監査の信頼確保及び証券市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照してもらうことが有益であると考えている事項を掲載している。

本年の改訂においては、平成 20 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行った（注2）。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考にして（注3）、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のための一層の努力が行われることを期待している。

（注1） 審査会による検査結果の概要を取りまとめ、これまでに公表したもの。

- ・ 「4大監査法人の監査の品質管理について」（平成 18 年 6 月 30 日公表）
- ・ 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 18 年 11 月 8 日公表）
- ・ 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 19 年 3 月 16 日公表）
- ・ 「3大監査法人の業務改善状況について」（平成 19 年 6 月 29 日公表）

（注2） 掲載事例は、平成 20 年度までに審査会が実施した検査を対象としている。

（注3） 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会

年次報告書」及び「品質管理委員会半期報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

(注4) 指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載している。

(注5) 本事例集においては、改善に向けての取組みの参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っている。

用語の定義

- 「法」：公認会計士法
- 「令」：公認会計士法施行令
- 「規則」：公認会計士法施行規則
- 「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」
- 「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書
- 「C P E」：継続的専門研修
- 「協会」：日本公認会計士協会
- 「監査の品質管理規程の例示について」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第1号
 - 中小監査事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」
- 「監査業務の定期的検証チェックリスト」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第2号
 - 中小監査事務所向け監査ツール「監査業務の定期的検証チェックリスト」

1. 業務管理体制

(1) 品質管理に関する責任

- ・ 社員全員が対等の立場との認識により、最高経営責任者等が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることが明確にされていない。また、「監査業務の質」が優先されるべき事項であることが運営方針等に反映されていない。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第13・15項)
- ・ 代表者は、品質管理に関する方針及び手続として、監査マニュアルの整備などの対応を講じておらず、監査の品質管理の向上を目的とした部署を設置したが、その具体的な業務に関する指示も行っていない。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第13～15項)

(2) 組織運営

- ・ 品質管理、審査及び研修等の各部門の責任者は、意思決定機関である社員会の手続を経て正式に任命されておらず、各部門の責任者である社員は自己の職責も理解していない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第16・17項)
- ・ 諸規程の策定・改廃、社員会の運営及び議事録の作成など、ほぼすべての業務管理を代表者が一人で行っており、社員間で業務分担などが行われていない。また、内部規程と業務実態との整合を図ることや監査基準等の改訂に伴う監査マニュアルの見直し等が行われていない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第13・16項)
- ・ すべての監査実施者が非常勤又は個人事務所との仕事を兼務しているため、監査実施者の監査法人の業務に対する責任意識や監査法人の監査実施者に対する求心力が低くなりがち傾向があるなどの弊害が認識されているにもかかわらず、品質管理に関する方針及び手続の策定と周知、教育・訓練、日常的監視及び定期的検証による不備の是正などに取り組んでいない。【平成20年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第11～13項)
- ・ 社員会において、定款の変更や決算の承認等の重要事項について意思決定を行ったとしているが、議事録が作成されていない。【平成19年度検査】

(3) 規程の整備

- ・ 監査法人設立後 20 年間に、新たな法令や基準が制定・公布又は公表され、また、監査法人の実態も変わっているにもかかわらず、内部規程を一切見直していない。
【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)
- ・ 意思決定機関である社員会について、招集手続、定足数及び議決方法などの規程を整備していない。【平成 20 年度検査】
- ・ 内部規程の間に以下のような不整合がみられる。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)
 - ア) 保存期間が満了した監査調書の廃棄の承認等をする者について、「監査の品質管理規程」においては、品質管理担当責任者とされているが、「監査調書管理細則」においては、監査責任者及び統括代表社員とされている。
 - イ) 監査実施者の評価、報酬及び昇進について、「監査の品質管理規程」においては、社員会が決定するとされているが、「人事考課運用細則」においては、統括代表社員が決定するとされている。
- ・ 法に定める大会社等以外の監査業務について、長期間継続して関与している業務執行社員がいるにもかかわらず、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを判断する基準を定めていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 27 項 (2))

(4) 法令諸基準の遵守

① 定款に記載のない業務提供

- ・ 非監査証明業務（法第 2 条第 2 項の業務）を定款の目的としていないにもかかわらず、コンサルティング業務等の非監査証明業務を行っている。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 5 第 1 号)
- ・ 企業再編コンサルティング等の非監査証明業務について、定款に定めがないにもかかわらず、監査法人のウェブサイトにおいて、専門スタッフを有して業務提供をできると記載をしている。【平成 20 年度検査】
(倫理規則第 13 条第 1・2 項)

② 定款変更の届出

- ・ 社員に関する事項を変更しているにもかかわらず、定款変更の届出を行っていない。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 10 第 2 項)

③ 業務報告書の記載内容

- ・ 内部規程において、業務報告書は総社員の同意をもって決定するとしているが、代表者が作成した事実と異なる業務報告書の内容を他の社員が確かめることなく、提出している。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 16 第 2 項、規則第 38 条)
- ・ 業務報告書の記載内容について、以下のような不備事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】
 - ア) 「監査業務の定期的検証の状況」について、定期的な検証を実施していないにもかかわらず、主査等が実施している旨を記載している。
 - イ) 「被監査会社等の内訳」において、非監査証明業務を監査証明業務として記載している。
 - ウ) 「審査方式」について、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているにもかかわらず、会議体方式と記載している。

④ 同時提供の禁止

- ・ 連結財務諸表に関する監査において、被監査会社から事前に資料を入手して、連結財務諸表の数値を算出し、被監査会社に提供するなど、財務書類の調製に関する業務を行っている。【平成 19 年度検査】
(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11、第 34 条の 11 の 2、規則第 6 条第 1 号)
- ・ 当監査法人の代表者は、株式の大部分を自らが所有しているコンサルティング会社に関連会社に該当することを看過している。このため、当該関連会社が非監査証明業務を提供している会社に対して、同時提供の禁止の規定に反して監査証明業務を提供していることに気付いていない。【平成 20 年度検査】
(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11 の 2、令第 7 条第 2 項第 1 号、規則第 3 条、第 5 条、第 6 条)

(5) 情報管理

① 情報セキュリティ

- ・ 監査法人と社員の経営する税理士事務所が、ファクシミリやサーバを共有しているにもかかわらず、サーバへのアクセス制限がかけられていない。【平成 19 年度検査】

(法第 27 条)

- ・ 社員が経営する税理士事務所の職員に監査手続の一部や監査調書の整理等を行わせているが、独立性や情報管理に関する対策を講じていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条、第 28 条の 3、倫理規則第 2 条第 8 項)

- ・ 監査法人及び監査現場で使用しているパソコンに係る情報セキュリティ管理が監査実施者任せとなっており、アクセス制限やパスワード管理等の情報管理を監査法人として行っていない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第 4 号 IV 2)

- ・ 監査実施者に貸与しているパソコンや USB メモリ等の情報機器に関し、貸与申請、貸出手続などを定めておらず、その所在を確認していない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第 4 号 IV 2)

② インサイダー取引防止態勢

- ・ インサイダー取引を防止するため、全従業員に対して誓約書の提出を求める旨を内部規程に規定しているが、全従業員の範囲を誤り、非常勤職員などの監査補助者から誓約書を入手していない。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 18・19 項、倫理規則第 2 条第 10 項)

③ 個人情報の保護

- ・ 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項の規定による個人情報保護事業者に該当するか否か、また、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に対応した措置の必要性の検討を行っていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条)

(6) 地方事務所の管理

- ・ 地方事務所として届出をしているが、社員が常駐していない。【平成 18 年度検査】
(法第 34 条の 13 第 1 項、規則第 25 条第 7 号)
- ・ 地方事務所を含めて、業務処理に関する情報が監査法人内において共有されていないことから、一事務所におけるシステムの不具合による監査調書の未登録などの同じ問題が、その後も複数の地方事務所において発生している。【平成 18 年度検査】

(7) 業務改善への取組み

- ・ 協会の品質管理レビューの指摘事項の改善について、以下のような不備事例がみられる。【平成 18・19 年度検査】
 - ア) 監査法人の品質管理のシステムの運用が縦割りの組織に委ねられ、全社的な監視システムが構築されていないことから、協会の品質管理レビューでの指摘事項及びそれに対する改善指示が監査法人全体に周知徹底されていない。
 - イ) 協会の品質管理レビューで指摘された事項について、監査法人内への周知徹底が十分になされていないため、品質管理レビューの対象となった監査業務のみの改善に止まっている。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 独立性（利害関係）の確認

① 年次の確認

- ・ 独立性の確認に関する責任者を定めておらず、独立性の年次の確認も実施していない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 非常勤の監査実施者に対し、独立性の確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 独立性の確認書が回収されていない監査実施者及び審査担当者がある。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 監査実施者から回収した独立性の確認書に記載が全くないものがある。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 監査実施者に対し、個々の監査業務ごとに独立性の確認を実施すれば、年次の独立性の確認は不要と考え、実施していない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 地方事務所における独立性の確認について、各地方事務所に任せ、本部において実施状況の確認を行っていない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 独立性の確認対象会社から被監査会社の関係会社等が漏れている。【平成20年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 独立性の確認に当たり、協会が公表した「監査人の独立性チェックリスト」(倫理委員会研究報告第1号)を利用しているが、協会の倫理規則の改正に伴う内容の見直しを行っていない。【平成20年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第20・21項)

② 監査業務における確認

- ・ 被監査会社の試算表の数値を監査調書作成のために入力させるなど、監査業務を補助する職員に対して、独立性の確認を実施していない。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第32号第12項)
- ・ 非常勤の監査補助者に対して、担当会社の変更に対応した独立性の確認を行っていないため、新規に関与することとなった被監査会社については、独立性の確認をせずに監査業務を行わせている。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第32号第12項)
- ・ 学校法人に係る監査業務について、独立性の確認を実施していない。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第32号第12項)

③ 監査契約の新規締結時における確認

- ・ 監査証明業務及び非監査証明業務の新規受嘱に当たり、被監査会社との間の利害関係の調査や同時提供禁止業務に該当する可能性についての調査等の独立性の保持に関する確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 16 項)
- ・ 契約担当社員は、会社との利害関係の有無を事前に調査しないまま、会計監査人への就任を受諾する旨会社に伝達し、株主総会で選任されている。また、その後実施したとされる利害関係の調査において、被監査会社の連結子会社が調査対象リストから漏れている。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 16 項)

(2) 競業の禁止

- ・ 社員個人による非監査証明業務の受嘱について、当該社員は、他の社員全員の承認を受けないまま、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を受嘱している。
【平成 20 年度検査】
(法第 34 条の 14 第 2 項)

3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 教育・訓練

- ・ CPE 履修状況について、監査実施者の個人管理に委ねていたため、履修義務不履行者を把握していない。【平成 19 年度検査】
(協会会則第 116 条第 5 項)
- ・ 監査業務の定期的な検証の結果、不備の程度が高いと認められた監査業務を担当していた業務執行社員等に対する特別研修の欠席者に対し、再研修の実施などを行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)
- ・ 公認会計士の資格を有していない監査実施者に対し、IT 関係の研修用 CD-ROM を視聴させること以外の教育・研修を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)

(2) 評価、報酬及び昇進

- ・ 内部規程において、社員報酬については総社員の同意をもって定めるとしているにもかかわらず、本部及び各地方事務所のそれぞれにおいて社員の報酬を決定しているなど、監査法人としての管理を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)
- ・ 各部門で行われている監査実施者に対する評価とその結果の報酬への反映について、監査法人内で統一した評価項目、評価基準及び様式が定められておらず、評価結果や報酬への反映状況等も文書化されていないなど、組織的な運用となっていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)

(3) 選任

- ・ 内部規程において、業務執行社員の選任については部門責任者による承認が必要とされているが、監査業務着手前に、当該部門責任者による承認がなされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 定款において、業務執行社員は「総社員の同意により定める」としているにもかかわらず、監査契約の交渉を担当した社員が総社員の同意の手続を経ずに、業務執行社員に就任している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 監査責任者の選任に際して、被監査会社の業種の特殊性等に関する社員の能力や経験を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)

4. 監査契約の新規の締結及び更新

(1) 方針及び手続

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新に係る方針と手続を策定しておらず、実施したとする監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果の文書化もされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14

項)

(2) 承認手続

- ・ 代表者以外の社員が獲得した監査業務を当該社員の個人管理としていたことから、各業務執行社員個人の判断により契約を更新している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)
- ・ 大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査法人としての管理を行っていないことから、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決などの承認手続を行わずに監査業務を実施している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

5. 監査業務の実施

(1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

① 「リスク・アプローチによる監査の手引」の使用

- ・ 協会東京会が公表した「リスク・アプローチによる監査の手引（監査基準に準拠した監査の手引）」にある様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っているが、リスク・アプローチを正確に理解せずに形式的に当該様式例を利用しているため、以下のような不備事例がみられる。
 - ア) 同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
 - イ) 各表間に整合性がない。
 - ロ) 監査調書の一部を作成していない。

② 重要性の基準値の決定及び改訂

(重要性の基準値の決定)

- ・ 監査法人全体として、実証手続に依存した監査への自信とリスク・アプローチに基づく監査の効果に対する疑問を有しており、また、発見した虚偽の表示は、原則としてすべて修正させる方針を採っているとの理由から、重要性の基準値を決定しておらず、監査手続を立案する際に、勘定や取引ごとの重要性の

値を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 5・7 項)

(重要性の基準値の改訂)

- ・ 重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績が大きく乖離したにもかかわらず、監査実施者は、重要性の基準値の改訂の要否を検討していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 8 項)
- ・ 重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更など、監査計画の見直しの要否を検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 9 項)
- ・ 重要性の基準値の決定に当たり、基礎となる財務数値について、監査計画の策定段階では被監査会社が公表している業績予想数値の税引前当期純利益を用いていたが、期末直前に被監査会社が当期純損失を予想した業績予想数値の修正を公表したことに伴い、売上高を用いる方法に変更している。
上記のように、重要性の基準値の基礎となる財務数値を変更しているにもかかわらず、財務諸表全体に与える虚偽の表示の影響や、財務諸表の利用者の経済的意思決定に与える影響について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 2 項)

③ 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

- ・ 「産業、規制等の外部要因」などの理解において、チェックリスト形式の監査調書を作成し、考慮すべき事項についてマークを付しているが、被監査会社への質問、分析的手続、帳票や内部規程等の閲覧などの手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 7・20・116 項)
- ・ 内部統制の理解において、経営者及び監査役に対する質問に止まり、内部統制のデザインの評価、内部統制が実際に業務に適用されているかどうかの検討及び判断のための観察、文書や報告書の閲覧等の手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 51・52 項)

④ 重要な虚偽表示のリスクの評価

- ・ 重要な虚偽表示のリスクを総括する監査調書において、企業及び企業環境の理解に係る監査調書において識別されているリスクが理由なく漏れている一方、当該監査調書で識別していないリスクが当該総括する監査調書に新たに記載されているなど、監査調書間の整合性がなく、監査チームによる重要な虚偽表示のリスクの識別の過程が不明確である。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94 項)

- ・ 販売サイクルは重要であると考えて、売掛金、売上高及び貸倒引当金については内部統制を理解し、重要な虚偽表示のリスクの評価に基づき監査手続を計画しているが、販売サイクルに関わらない勘定科目については、前期以前から内部統制の理解や重要な虚偽表示リスクの評価を行わずに、従前の監査手続を踏襲している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94・95 項)

⑤ 特別な検討を必要とするリスク

- ・ 特別な検討を必要とするリスクとして「不正リスクへの対応」を決定しているにもかかわらず、具体的な不正リスク要因の識別や、それに係る監査手続を計画しておらず、不正に関連したリスク対応手続も実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 102 項)

⑥ IT 統制リスクの評価

(IT の概括的理解等)

- ・ 監査計画において、「IT を利用した情報システムのリスク評価の必要性について、IT の利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断しているが、IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示のリスク評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書 29 号第 94 項、IT 委員会報告第 3 号第 7 項)

- ・ 監査計画において、「IT の利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断して、IT の全般統制に関する監査手続を実施しているが、被監査会社が内部統制報告書制度の準備のために行った作業の再実施に止まり、監査チーム自らの判断による監査証拠を入手していない。

また、ITによる業務処理統制を利用して監査手続を行うと判断しているにもかかわらず、売上取引等の重要な業務プロセスにおけるITに関するリスク対応手続を実施していない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第29・30項)

- ・ 期首に新規の会計システムを導入しており、前期以前に行った内部統制のデザイン等の評価をそのまま利用することができないため、当該システムの導入における影響を検討する必要があるにもかかわらず、これを行っておらず、前期期末の残高が当期期首に引き継がれていることも確かめていない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第2項(5))

(統制活動)

- ・ ITを利用した情報システムの全般統制について、被監査会社への質問のみによって、過年度から変更がなく良好であることを確かめ、過年度のITの業務処理統制に依拠するとしているが、質問と観察及び文書の閲覧等の手続を組み合わせて実施していない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第30・31・35項、IT委員会研究報告第31号Q6)

- ・ ITを利用した情報システムの全般統制に関して、財務報告に関する重要なスプレッドシートとユーザー開発のプログラムの計算結果の正確性の検討やセキュリティの確保について、被監査会社に統制のデザインが存在しないという事実を把握しているにもかかわらず、これに対する代替的な検証を実施していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第31号第10項)

- ・ 滞留売掛金の評価や商品評価損の検討に際して、情報システムによって作成された情報を利用する場合の情報の正確性及び網羅性の検討を行ったとしているが、検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第12項、同報告書第31号第11項)

- ・ 被監査会社は、業務用コンピュータの運用サービスを外部に委託しているが、当該委託に係る契約書(業務委託基本契約書等)やサービス仕様書などを入手しておらず、また、当該委託業務に係る内部統制の検証を行っていない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第18項)

- ・ 被監査会社は、原価計算システムを機能追加した財務会計システム、購買システム及び給与システムを利用していることからITの利用が限定的な場合に該当しないにもかかわらず、「ITの利用が限定的であり、安定度が高く、情報システムに前年度との間で重要な変更がないため、ITの利用に関するリスク評価手続の一部を省略する。」として、ITに関する全般統制の理解及び評価を省略している。また、ITに関する全般統制の理解及び評価をせずに、仕入プロセスの監査手続において、ITによる業務処理統制を利用した監査手続を実施している。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第3・29項)

⑦ リスク対応手続の立案

- ・ サンプル数などの監査手続の範囲を監査上の重要性や重要な虚偽表示のリスクに関する評価等を考慮して決定しておらず、従前の監査手続を踏襲している。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第17項)

- ・ 運用評価手続におけるサンプル数の決定について、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(企業会計審議会)Ⅲ4(2)①ロ「業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討」を参考にして、運用評価手続としてのサンプル数をすべてのテストにおいて25件としたとしているが、統制活動の頻度や重要な虚偽表示のリスクの程度を考慮していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第44項)

⑧ 財務諸表の監査における不正への対応

- ・ 収益認識における不正リスクや経営者による内部統制の無視のリスクについて、その検討や対応する監査手続を実施していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第60・74・110項)

- ・ 不正リスク要因を検討する際に、「不正リスクチェックリスト」にマークを付しているが、質問や閲覧など実施した監査手続の過程を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第107・108項、同報告書第36号第8・10項)

- ・ 代表取締役社長や監査役会と監査結果の報告会は実施しているが、不正に関する質問を実施していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第33・34・43・109項)

- 不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性に関する監査チーム内での討議及び重要な結論について、監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 35 号第 27・107 項、同報告書第 29 号第 16・116 項)

⑨ 監査手続書の作成

- 当監査法人の標準的監査手続書をそのまま適用し、被監査会社の業種に特有な勘定科目を考慮した監査手続書を作成していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 27 号第 24 項)

⑩ 詳細な監査計画

- 売掛金、売上高及び貸倒引当金以外の勘定科目について、識別されたリスクに基づいて実施する実証手続、その実施の時期及び範囲を記載した詳細な監査計画を作成していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 27 号第 14～16・22 項)

⑪ 監査計画の修正

- 当初、運用評価手続を実施する予定としていた販売サイクルについて、後に当該手続を実施しないこととしたにもかかわらず、監査計画書に修正の理由を記載していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 27 号第 17・22 項)

(2) リスク対応手続

- 被監査会社の主要な業務である小売店業務においては、POS システムによる手作業を介在させない高度な自動化処理が行われている。監査チームは、業務処理統制のうち手作業による「回収」プロセスの承認手続のみを運用評価手続の対象としており、自動化された「受注」、「出荷」、「売上計上」、「請求」及び「会計処理」の各プロセスに含まれる、重要な自動化された業務処理統制に関する運用評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 109 項、同報告書第 30 号第 7・24 項)
- 販売サイクル及び購買サイクルについては、実証手続により入手した監査証拠のみでは、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを合理的に低い程度にまで抑えることが不可能又は実務的ではないと判断して、関連する内部統制のリスク評

価手続及び運用評価手続を実施している。しかしながら、販売サイクルについては、「売上計上」以外の「受注」、「出荷」、「請求」、「回収」及び「会計処理」の各プロセスに関し、合理的な理由なく、運用評価手続を実施していない。また、購買サイクルについては、「仕入計上」以外の「発注」、「入庫・検収」、「支払」及び「会計処理」の各プロセスに関しても同様の判断をしたため、運用評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 109 項、同報告書第 30 号第 7・24 項)

- ・ マンション等の建設及び販売などを事業としている被監査会社の売上高に関して、運用評価手続と実証手続を組み合わせた監査アプローチを採用すると計画しているにもかかわらず、運用評価手続を実施せず、売上金額が多額の物件に対する引渡関連資料との照合や入金確認等の詳細テストによる実証手続のみを実施している。また、収益認識における不正リスクの検討及び対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 22 項、同報告書第 35 号第 60 項)

- ・ 販売サイクルなど主要な業務サイクルに対する運用評価手続について、業務サイクルごとのリスク評価に対応して策定された監査計画に従って、対象期間全体を通じた運用評価手続を実施することが求められている。しかし、各サイクルにおける運用評価手続の実施時期が特段の理由なく特定の月の取引に限定され、期間全体に対して実施していない業務、実施した手続の内容が対象月によって理由なく異なっている業務、残余期間における手続が実施されていない業務がある。また、監査計画において策定したサンプル数に対して、実施した手続のサンプル数が特段の理由なく過不足している業務がある。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 17・34・36 項)

(3) 会計上の見積りの監査

① 関係会社株式の評価

- ・ 市場価格のない子会社株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず、子会社の事業計画等を入手しておらず、当該子会社株式の実質価額の回復可能性を十分に検討せずに、回復可能性があるとは判断している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 帳簿価額と比較して実質価額が著しく低下している非上場株式の減損処理について、被監査会社から土地の含み益を加味すると下落率が 50%未満になるため減損処理を行わないとの口頭説明を受け、被監査会社が減損処理を行わないことを

容認しているが、土地の含み益及び当該株式の実質価額の回復可能性に関する証拠を入手しておらず、監査調書に当該説明についての記載もない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

② 無形固定資産 (のれん)

- 被監査会社は、子会社数社の株式取得及び当該子会社同士の合併により発生した多額の「のれん」(連結総資産に占める割合は 50%以上)を連結財務諸表上、無形固定資産に含めて計上している。監査チームは、「のれん」に減損の兆候はないとしているが、被監査会社から入手した当該子会社の経営計画等について、検討の過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

③ 貸倒引当金

- 長期末回収の長期貸付金等について、貸倒懸念債権に該当するかどうかを検討することなく、被監査会社が算定した貸倒引当率に基づく貸倒引当金の設定を容認している。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

④ 繰延税金資産の回収可能性

- 被監査会社の業績が十分に安定的であるとはいえない状況において、過年度の課税所得を監査調書に記録しているが、将来年度の課税所得の十分性について検討していないにもかかわらず、繰延税金資産の回収可能性に関する被監査会社の判断を容認している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号 5)

- 被監査会社の繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第 66 号における区分 2 に該当する会社について、有価証券評価損、ゴルフ会員権評価損及び土地評価損等のスケジューリング不能将来減算一時差異について、将来の売却計画等により実現する時期等を検討することなく、繰延税金資産の計上を容認している。被監査会社が監査チームの指導に従って一部のスケジューリング不能差異については繰延税金資産を計上しないなど、改善への姿勢がみられるようになったことから今後に期待ができ、また、当該スケジューリング不能将来減算一時差異にかかる繰延税金資産を計上しても、「重要性は必ずしも大きくない」と判

断したことを容認の理由としてあげている。なお、当該繰延税金資産の金額は重要性の基準値を大幅に超えている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号 5)

⑤ 退職給付引当金

- ・ 被監査会社が、退職給付引当金の計算に当たって割引率や期待運用収益率を変更しているにもかかわらず、当該変更の妥当性を検討していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 年金数理人が算定した退職給付債務及び退職給付費用に基づく退職給付引当金と被監査会社の計上額との間に重要な差異が発生しているにもかかわらず、差異についての分析を行っていない。また、退職給付費用がマイナス（費用の戻入）となっているにもかかわらず、原因を調査していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、同報告書第 14 号第 13 項)

- ・ 退職給付引当金が重要な残高であるにもかかわらず、退職給付債務及び年金資産残高について、年金数理人や資産運用会社に対して確認を行っていない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・11 項、監査基準委員会報告書第 14 号第 4 項)

- ・ 被監査会社が市販のパッケージソフトウェアを利用して算定した退職給付債務に関し、当該パッケージソフトウェアの信頼性を検証する手続や、期末の退職給付債務額について、退職給付の個人別データからサンプルを抽出し、関連証憑資料との照合や計算チェックなどの退職給付債務計算の正確性を検証する手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 前年度と異なる年金数理人が退職給付債務を計算しているにもかかわらず、「個人別データ等の計算の検証については、前年度検証済みであり、その後計算の概要に変化がないことから、当期においては検証を省略している。」として、被監査会社から年金数理人に提出されたデータが会計記録と整合していることを確かめる手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 14 号第 11 項)

⑥ 完成工事補償引当金

- ・ 被監査会社は、過去の完成工事に係る補償額について、従来の発生時費用処理から当期より補償実績率に基づく見積補償額を計上する方法に会計方針を変更しているため、特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、計算の正確性の検証に止まり、被監査会社が実施した見積補償額の算定における仮定の適切性（過去の補償実績率の計算の方法及び補償期間の妥当性等）を検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項）

⑦ 工事損失引当金

- ・ 建設業を営んでいる被監査会社が工事損失引当金を計上していないことについて、業務執行社員は、「被監査会社は赤字工事を受注していない」としているが、被監査会社に赤字工事が存在するか否かを確認していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項）

(4) 金融資産の消滅の認識の検討

- ・ 被監査会社が売掛債権を第三者に譲渡した取引について、当該債権譲渡に係る売買契約書を手に入らず、当該契約が金融資産の消滅の認識の要件を満たしているかを検討していない。また、当該取引の法律関係等について監査チーム内で検討することが困難であるにもかかわらず、弁護士等の法律の専門家の意見を手に入っていない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19 項、同報告書第 14 号第 4 項）

(5) 売上

- ・ 被監査会社の経営環境の悪化に伴い、売上として認められない未出荷売上が計上されるリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別し、未出荷売上の期間帰属の妥当性を確かめるため、未出荷理由の検討や代金の回収条件の確認等を計画していたが、預り依頼書を手に入らず売上数量を確認したのみでその他の監査手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 51 項、同報告書第 31 号第 19 項）

(6) 立会

- ・ 決算日以外の日を実地たな卸の基準日として立会を行っているが、当該基準日か

ら決算日までのロール・フォワード手続を実施していない。また、監査手続書において入手することとされている入出庫のカット・オフ・データを入手していない。

【平成 19 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 3 項、同報告第 72 号第 6 項 (1))

- ・ 実地たな卸立会において、監査手続書上、テスト・カウント後にテスト・カウントの数量と被監査会社が作成した在庫一覧の数量を突合するとしているが、一部について手続が未了である。【平成 20 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 2 項)

- ・ 不動産会社において、重要性のある販売用不動産及び仕掛販売用不動産について、内部統制の運用評価手続等を実施せずに、被監査会社が実地たな卸や視察などの現場確認を実施しないとする判断を受け入れている。また、上記のたな卸資産に対する立会等を実施しなかったこと及びその理由等を監査調書に記載していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 7 項、監査委員会報告第 8 号第 1 項・解説Ⅲ第 7 項)

(7) 確認

- ・ 売掛金の確認先抽出時に使用している残高明細表の合計額と帳簿上の売掛金金額が一致しているかどうかを確かめておらず、結果として両者の間に重要性のある差額が生じていることを看過している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 11 項)

- ・ 被監査会社から残高確認の發送対象を一部除外するよう要請され、正当な理由がないにもかかわらず、応じている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 17 項)

- ・ 残高確認状の發送等について、被監査会社に依頼するなど、自ら發送及び回収していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 21 項)

- ・ 売掛金について、被監査会社の作成した勘定科目明細を通査して「通査した結果、全て法人 (=個人でない) に対する売掛金であり、特に問題となる債権はない。」と結論付け、確認状を發送していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 3・5 項、同報告書第 36 号第 8 項)

- ・ たな卸資産残高のうち外部保管在庫の割合が非常に高く（70%程度）、その金額に重要性があるにもかかわらず、外部保管先に対して確認手続又は実地たな卸の立会を実施していない。また、会社が入手している外部保管先の在庫証明書との突合等も実施していない。なお、たな卸資産サイクルにおける内部統制の運用評価手続も十分に実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 7・21・47 項）
- ・ 決算日以外の日を売掛金の確認基準日として確認手続を実施しているが、当該確認基準日から決算日までのロール・フォワード手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 28 項、監査委員会報告第 72 号第 6 項（1））
- ・ 多額の確認差異が発生しているにもかかわらず、証憑との突合等、その発生原因を把握するために必要な監査手続を実施していない。また、確認差異について、その内容や量的・質的影響を検討していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）
- ・ 工場の複数の当座預金勘定において、帳簿残高と銀行からの確認状残高との間に差異があり、その金額に重要性があるにもかかわらず、本社監査担当者は工場監査担当者が、また、工場監査担当者は本社監査担当者が、当該差異の検証を実施するものと思ひ込み、差異調整を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）
- ・ 回収した確認状における確認先の署名欄に代表者印や会社印ではなく、三文判の個人印が押印されているものについて、回答の信頼性を検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 24 項）
- ・ 売掛金に関する確認状の未回収先について、被監査会社に対する入金の有無の質問に止まり、入金額を当座勘定照合表と照合する等の代替手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 22 項）
- ・ 確認状が監査報告書日付までに返送されなかったにもかかわらず、理由なく代替手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 22・23 項）
- ・ 買掛金について発送した確認状のうち、回答がなかったものについて、代替手続

を実施したとしているが、当該手続は、未回収の確認状の金額の一部（金額で10%未満）についてのみ発注書や請求書と突合したものであり、確認金額全体を対象とした代替手続とはなっていない。監査チームは、さらに、確認以外の他の監査手続を実施し、買掛金の勘定残高について十分な心証を得たとしているが、当該監査手続の具体的内容や監査手続全体についての十分性の検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】
（監査基準委員会報告書第19号第22・27項、同報告書第36号第8項）

- ・ 3月末決算の被監査会社のクレジット会社に対する売掛金について、確認状を発送せず、3月末の各残高と4月中の入金額を比較しているが、締め日の違いなどから差異が発生しているにもかかわらず当該差異の分析を行っておらず、内部統制の運用評価手続も行っていない。また、売掛金について確認状を発送しないと判断する場合の理由と実施すべき他の監査手続の十分性に関して検討したとしているがその結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】
（監査基準委員会報告書第19号第3・5項、同報告書第36号第8項）

(8) 分析の実証手続

- ・ 実証手続としての詳細テストを実施せずに、分析の実証手続のみを実施するとした場合において、被監査会社にとって営業上重要な意味を持つ財務諸表項目について、推定値の算出や、推定値と財務諸表項目の金額又は比率との重要な差異の基準値の決定をしておらず、重要な差異に該当するか否かの判断及びそれに基づく調査を行っていない。【平成20年度検査】
（監査基準委員会報告書第1号第18・20・21項）

(9) 連結財務諸表の監査

① 連結の範囲

- ・ 被監査会社が、株式を100%保有する子会社2社を連結の範囲から除外していることについて、量的側面から重要性が著しく低いとして、被監査会社の判断を妥当と判断しているが、その監査調書を作成しておらず、質的側面からの検討も行っていない。【平成19年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第52号第3項）

② 連結財務諸表の監査

- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書について、連結貸借対照表及び連結損益計算書との整合性の確認に止まり、個々の数値の正確性について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 24 号第 16 項、同報告書第 31 号第 2 項)
- ・ セグメント情報の注記について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の数値とセグメント情報との整合性の確認に止まり、個々の数値の正確性について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査委員会報告第 53 号第 3・5 項 (5))
- ・ 重要性のある連結子会社について、会社区分及び繰延税金資産の回収可能性の検討をしていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項、監査委員会報告第 66 号)

(10) 関連当事者

- ・ 実施すべき監査手続のチェックリストにマークを付しているのみで、関連当事者に関する資料の入手を行っていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 2・6・8～10・13・14 項)
- ・ 被監査会社の経理担当者が作成した関連当事者の範囲に関する資料を入手しているが、当該資料の正確性や関連当事者取引の網羅性に関する検討等を行っていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 2・6・8～10・13・14 項)

(11) 後発事象

- ・ 被監査会社又は連結子会社について、決算日後の取締役会等の議事録の閲覧や月次試算表等の内容の検討を行っておらず、財務・経理担当役員等に対する質問等も行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ①・③)
- ・ 他の監査人に対して発送した後発事象の有無に関する確認状の回答期限が、会社法監査報告書日後となっている。また、当該確認状は、被監査会社を通じて入手しており、他の監査人から直接入手していない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 重要な海外の連結子会社に関し、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、後発事象に関する報告書を監査報告書日後に回収しており、監査報告書日以前に代替手続も実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)
- ・ 後発事象に関するチェックリストを使用し後発事象の有無を確認したとしているが、監査調書はマークを付したチェックリストのみであり、取締役会議事録について閲覧した開催日の日付や項目等が記載されていない。また、マークを付す手続を実施した日付や担当者の署名がない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ①、監査基準委員会報告書第 36 号 第 21 項)

(12) 財務諸表の表示及び開示

- ・ 連結財務諸表の「リース関係」、「有価証券関係」、「退職給付関係」及び「税効果関係」の注記について、被監査会社の担当者が注記情報を作成するために作成した数値の集計表を入手し、これと注記の金額との照合に止まり、集計表の数値の正確性等を検証していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 30 号第 64 項)

(13) 経営者確認書

- ・ 入手した経営者確認書について、以下の事項の記載が漏れている事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 6・7 項、同報告書第 34 号第 15 項 (1))
 - ア) 一定の金額基準を超える未訂正の財務諸表の虚偽の表示が存在する場合、監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別に集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨
 - イ) 関連当事者との取引は適切に注記している旨
 - ウ) 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要なデリバティブ取引はない旨
 - エ) 重要性のある繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の見解
 - オ) 監査報告書に記載のある重要な会計方針の変更がある場合のその旨及び理由
 - カ) 監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨
- ・ 経営者確認書を監査報告書の交付日に入手していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 項 (4))

- ・ 重要な会計方針の変更に係る事項について、会社法の経営者確認書で確認することを失念し、金融商品取引法の経営者確認書だけで確認している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 (5)・7 項)

(14) 他の監査人の監査結果の利用

- ・ 他の監査人の監査結果を利用しているにもかかわらず、他の監査人の信頼性の程度を確かめていない。また、被監査会社、子会社及び関連会社に対し、他の監査人が独立性を保持していることを確認する文書を手に入していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 6・7 項 (1))

- ・ 他の監査人に対して、重要性の判断基準に関する監査指示書や質問書を送付しておらず、検出事項一覧表、後発事象の発生の有無に係る回答等も手に入っていない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7 項 (5)、監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 海外子会社の監査手続において、海外会計事務所に対する質問書等の送付を被監査会社経由で行っている。また、質問書の回答を審査日後に入手している。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7 項)

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、当該他の監査人に対する指示書において、監査の実施に際して準拠すべき会計基準を指示しておらず、現地の会計基準で作成された財務諸表について、日本の会計基準との違いによる会計処理に大きな差異がないことを確かめていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7・10 項)

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用しているが、多額の減損損失を財務諸表で確認するに止まり、質問や追加資料の入手などの監査手続を実施しておらず、追加手続の必要性の検討もしていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 10 項)

(15) 専門家の業務の利用

- ・ 所有する多額の土地について減損を行うかどうかの検討を行う際に、不動産鑑定士の評価結果を利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や業務の客観性について、検討した過程を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6・7・17 項)
- ・ 退職給付引当金の退職給付債務の計算について、信託銀行が発行した「数理評価計算結果報告書」を利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力についての検討をしていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6 項)

(16) 総括的吟味のための分析的手続

- ・ 監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味に用いられる分析的手続を実施しておらず、財務諸表が全体として監査人の理解と合致していることについての全般的な結論を形成していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 1 号第 5・23～25 項)

(17) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

- ・ 重要な訴訟事件を抱えている被監査会社の監査において、訴訟事件に係るリスク管理体制の検討・評価を行っていない。【平成 18 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 4 項)

(18) 弁護士への確認

- ・ 金額的重要性が高い訴訟事件であるにもかかわらず、弁護士への確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 5 項 (1))
- ・ 会社法監査報告書日付までに回収していない確認状があるにもかかわらず、被監査会社に対して回答の督促を依頼していない。また、回答日以後金融商品取引法監査報告書日までの状況について弁護士に電話で確認したとしているが、監査調書にその旨が記載されていない。【平成 19 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 6 項 (5) ③・8 項)

- ・ 確認状を会社法監査報告書日付より1か月以上前に回収しているにもかかわらず、合理的な理由なしに、その後の状況を確認するための追加的な確認手続を実施していない。【平成19年度検査】
(監査委員会報告第73号第6項(4)②)

(19) 期首残高の妥当性

- ・ 前任監査人と被監査会社の間において、会計処理について意見が相違したことを理由として、期中に監査業務を引き継いだにもかかわらず、期首残高の妥当性に関する監査手続を全く実施していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第19項)

6. 監査調書

(1) 監査調書の作成

- ・ 監査調書の整理について、以下のような不備事例がみられる。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第25・28項)
 - ア) 監査報告書提出後に補完的に実施した監査手続を当初作成した監査調書に加筆修正を行っている。
 - イ) 監査業務の定期的な検証により発見された不備に対し、業務執行社員は、最終的に整理・完成された監査調書と明確に区分せずに、遡って訂正している。
- ・ 監査業務における独立性に関する調査を電子的に行っているが、調査資料が回収担当者のパソコン内に保存されており、監査調書として保存されていない。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第8項)
- ・ 時間が無かったとして、監査調書に、監査手続を実施した者及びその作成日の記載をしていないものがある。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第21項(1))

(注) 上記のほか、実施した監査手続、判断過程及び結論などが監査調書に記載されていない事例が多数の監査業務において認められている。

(2) 監査調書の査閲

- ・ 業務執行社員等による査閲のサインがほとんど行われていない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 27 項、同報告書第 36 号第 21 項 (2)・22 項)
- ・ 主査が査閲したとする監査調書について、第三者が見ても明らかに不備がある監査調書においても押印がされており、査閲日の記載もない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 21 項、同報告書第 36 号第 21 項)

(3) 監査調書の管理・保管

- ・ 監査調書の管理・保管に関し、以下のような不備事例がみられる。【平成 18・19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)
 - ア) 代表社員の個人事務所や自宅に保管されている。
 - イ) 過去の電子監査調書データ等が監査補助者の個人所有の USB メモリ等に保存されている。
 - ウ) 保存期間満了後の監査調書が内容等が不明のまま、段ボール箱に箱詰めされて監査法人内の一角に積まれている。
 - エ) 監査調書の総冊数や内訳を全く管理していない。
 - オ) 精算表等の最終版のみを監査調書として保管し、監査手続を実施した過程の書類をすべて廃棄している。
 - カ) 回収用キャビネットに過去の残高確認状が混在している。
 - キ) 外部の倉庫に保管している監査調書について、管理していない。
- ・ 監査調書を被監査会社の鍵付ロッカーに保管しているが、鍵の管理を被監査会社に任せている。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 86・89 項、監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)

7. 監査業務に係る審査

(1) 方針及び手続

- ・ 協会が公表した「監査の品質管理規程の例示について」をそのまま監査法人の内部規程等としたため、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているに

もかわらず、合議制審査の規程となっている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)

(2) 審査態勢

① 審査態勢全般

- ・ 社員間で互いの監査手続を検証することに抵抗があり、他の社員の行った監査業務に干渉しないことなどから、重要な論点に関する質問等の審査が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 66 項、監査基準委員会報告書 32 号第 38 項)

② 審査担当者の適格性

- ・ 補助者として監査業務に関与している者やシステム監査に従事した者が、審査担当者に任命されている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 73 項 (2))
- ・ 内部規程において、意見形成の妥当性に関する審査は、社員から構成される審査委員が行い、表示の妥当性に関する審査は、審査委員の補助者である監査スタッフが先行し、その結果を審査委員がレビューする旨を規定しているが、当該監査スタッフの審査結果を審査委員がレビューしておらず、監査スタッフが意見形成の妥当性に関する審査まで実施している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 72 項)

③ 合議制審査

- ・ 内部規程において、審査は審査委員会による合議制により実施し、当該審査委員会は審査委員の過半数の出席により成立することとしているが、審査委員のほとんどが監査業務の関与者であり、審査に加わることができないため、実際には、審査委員 1 名のみにより審査が実施されている。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)
- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、各審査委員は割り当てられた監査業務における審査のみを実施し、その審査結果を要約した審査結果報告書を審査委員長が最終的に確認するのみで、審査委員同士の相互査閲を行っていないなど、合議制による審査が実施されていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)

- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、社員全員がすべての監査業務に従事しており、審査適格者が存在しない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項 (2))

(3) 審査の実施

① 計画審査

- ・ 学校法人、公益法人及び独立行政法人等について、大会社等以外は必要ないと考え、監査計画の審査を実施していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63・67 項)

② 事前審査

- ・ 内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項は事前審査を受けなければならないとしているが、ソフトウェアの売上処理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を受けていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 30 項)

③ 意見審査

(未実施)

- ・ 監査責任者は、担当する監査業務の審査の対応を監査補助者に任せ、審査の実施の有無も確認しなかったことから、審査前に監査意見を表明している。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 36～38 項)
- ・ 英文財務諸表(アニュアルレポート)に対する監査報告書を発行しているが、審査を行っていない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)

(審査資料の不備)

- ・ 審査終了後に審査担当者が記入すべき審査資料の結論等の項目に、監査実施者が事前に「問題無し」「同意する」等の記入を行っている。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

- ・ 審査において、財務諸表（案）及び監査報告書（案）を検討したとしているが、当該資料が、監査調書として保存されておらず、審査の対象となった書類を特定することができない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

(審査不十分)

- ・ 金融商品取引法監査の意見審査を、会社法監査の意見審査と併せて実施しているが、会社法監査報告書日以降、金融商品取引法監査報告書日までの間に、有価証券報告書及び監査報告書に記載する重要な後発事象が発生したにもかかわらず、表示等に関する審査を実施していない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 39 項)
- ・ 意見表明の審査に当たり、業務執行社員が財務諸表（案）及び監査報告書（案）を提出しておらず、それらを求めることなく、監査結果の概要に関する説明資料のみを用いて審査が実施されている。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 38 項)
- ・ 総資産の 30%超を占める貸付金について、審査担当者は、業務執行社員を信頼し、実施した監査手続や監査上の判断について質問等を行わなかったことから、業務執行社員が取引の実態を把握せず、回収可能性の検討等を行っていなかったことを看過している。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37～39 項)
- ・ 審査で指摘された事項のフォローアップが未了であるにもかかわらず、業務執行社員は、当該指摘事項が監査意見に影響を与えるものではないとして、審査完了前に監査意見を表明している。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 36 項)

(審査過程の記載の不備)

- ・ 審査委員会において合議制により審査を行ったとしているが、議事録に「監査意見は妥当」と残されているのみで、審査担当員名、審査実施日、審査手続、審査結果、審査担当員のコメント及び結論について、審査資料に記載がなく、審査を実施したことが確かめられない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 65 項 (3)・77 項)

8. 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの日常的監視

- ・ 日常的監視について、以下のように形式的な監視やそのフォローアップが行われていないものがある。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93 項)
 - ア) 独立性の確認の実施の有無について、口頭のみで確認している。
 - イ) 独立性の確認において、未回収の回答書があることが日常的監視で発見されたが、回収を促すように口頭での指示に止まり、その顛末を確認していない。
- ・ 日常的監視を実施したとしているが、監視手続の結果や発見事項の記録が残されておらず、社員会の議事録に担当者の報告の記録も残されていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93・104 項)

(2) 監査業務の定期的な検証

- ・ 定期的な検証で指摘された事項の改善状況について、品質管理本部は、改善されていない事項を業務執行社員等が「改善済み」と記載した報告書を回収しているが、これに対する確認作業を行っていない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 93 項)
- ・ 監査法人として検証すべき内容が決まっておらず、検証内容が担当者の判断に任されているため、判断過程と結論が明記されているかといった監査調書の整備状況の観点からのみの検証となっており、監査業務が監査基準や会計基準等に準拠して実施されているか、及び協会レビューにおいて指摘された事項の改善がされているか、といった観点からの検証が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90 項)
- ・ 監査業務の定期的な検証の実施に際して、検証を行う十分な人員を確保できなかったことから、計画していた検証作業が未了となり、評価を行っていない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15 項 (3))
- ・ 定期的な検証に際して、「監査業務の定期的検証チェックリスト」を利用しているが、当該チェックリストの公表後に公表・施行された監査基準や会計基準等に対応した見直しを行わずに、定期的な検証が行われている。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第90・93項)

(3) 不服と疑義の申立て

- ・ 法人内からの申立てについてのみ通報経路が明確にされており、外部からの申立てを想定していない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第107項)
- ・ 被監査会社に係る匿名の情報が寄せられた案件を、当該被監査会社を担当する業務執行社員に連絡している。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第108項)

9. 監査事務所間の引継

- ・ 監査人の交代に際し、後任監査人は、被監査会社から「監査人予定者が監査契約の締結前に実施する監査業務の引継に関する守秘義務についての確認書」を入手せずに、前任監査人に対して質問を行い、情報の提供を受けている。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第12項)
- ・ 監査人の交代に際し、後任監査人は、重要な事項があると認識していたにもかかわらず、前任監査人の監査調書の閲覧を求めず、契約を締結している。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第3項)
- ・ 継続企業の前提に関する注記が付されている被監査会社に関する前任監査人との引継について、被監査会社の経営者等からのヒアリングにおいて交代に至る説明を受け、誠実な対応を得たとの理由から、監査人の交代事由に関する見解について前任監査人への質問を行っていない。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第13項)

10. 共同監査

- ・ 共同監査人の実施した監査手続について、自らの意見表明に際して必要と認めて当該監査調書をレビューしたとしているが、その内容を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第113項)

- ・ 共同監査人に対して、品質管理のシステムが監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを確かめていない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 113 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 44 項)

平成 21 年 6 月 12 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）

1. 報告徴収

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、外国監査法人等^(注1)から、届出書等^(注2)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下、「当該国当局」という。）に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注3)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注1）公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）公認会計士法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注3）外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 外国当局への依拠

金融庁・審査会は、①当該国の監査制度や監査監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報の適時の提供など当該国当局からの十分な協力が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、原則として、当該国の外国監査法人等に対する1. の報告徴収及び4. の検査は行わず、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとする。また、情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

なお、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合や、特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うなど、当該国当局への依拠の程度については、当該国の監査制度や監査監督体制、当該国当局から得られる協力の度合いに応じるものとする。

4. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注4)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注4) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(公認会計士法第34条の35第1項)

5. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語の仮訳を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下、「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

6. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

監査の品質の一層の向上のために

一 審査基本方針等 一

公認会計士・監査審査会

平成 19 年 6 月 29 日

改正 平成 20 年 6 月 30 日

改正 平成 21 年 3 月 31 日

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第 1 条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第 46 条の 9 の 2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降平成 19 年 6 月までの、いわば第 1 期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成 16 事務年度（平成 16 年 7 月～平成 17 年 6 月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4 大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成 19 年 6 月に取りまとめ公表）。さらに、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品

質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、年度毎に見直しを行うとともに、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく^(注)。

(注) こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に関し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取り組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成20年2月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

① これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうか重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

② 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- ① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
- ② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
- ③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）

- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（3）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなった。

審査会においては、当該届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努めることとし、検査方法、検査対象先の選定、検査結果の活用などについて具体的に検討を行い、必要に応じ検査を実施する。

平成 21 年 3 月 31 日
公認会計士・監査審査会

平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 21 年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 21 年度においても、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 21 年度においても、引き続き業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 3 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切かつ有効に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 21 年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

外国監査法人等については、金融庁への届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努め、検査方法等について具体的に検討を行い、必要に応じて、検査を実施する。